

司法書士無料相談

5月31日(土)

全国一斉「ヤミ金融110番」

実施します

～司法書士が、「多重債務者」の声を聴き

違法なヤミ金融に対して、法的解決に導きます～

京都 司法書士会

2006年12月に改正貸金業法が成立し、政府は「多重債務者対策本部」を設置して「多重債務問題改善プログラム」を決定しました。これを受けて、全国各都道府県に多重債務問題対策協議会が設置され、2007年12月には「全国一斉多重債務者相談ウィーク」が実施され、相談窓口の整備・強化に向けての取組みが進められつつあります。

他方、長年にわたって過剰与信を続けて多重債務者を生み出してきた貸金業者が、ここへきて与信引き締めを行い始めており、一方的に自転車操業を打ち切られ困惑している多重債務者も多数存在しています。このような多重債務者がヤミ金融に狙われて被害にあうことがないように、多重債務問題改善プログラムは、「ヤミ金融の撲滅」を掲げています。2009年12月に向けて改正貸金業法の完全施行・上限金利引き下げを確実なものとするために、ヤミ金融の撲滅は、避けて通れぬ課題です。

京都司法書士会では、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、高金利引き下げ全国連絡会、全国ヤミ金融対策会議に協力し、無料相談会を以下の通り開催いたします。

今回の110番活動を通じて、ヤミ金融被害者や多重債務に苦しむ人々に対して法的解決のチャンスを提供し、ヤミ金融の撲滅を推し進めていきたいと思っております。

- ★ 日 時 平成20年5月31日（土曜日）電話10時～16時
面談12時～16時
- ★ 会 場 京都 司法書士会会館
- ★ 相談方法 電話相談・面談相談（いずれも予約不要）
- ★ 相談料 無料
- ★ 電 話 075-212-4900（当日相談時間帯のみ）
- ★ 相談例 利息制限法について、債務整理手続について、専門家に依頼した場合の費用、信用情報機関への登録についてなど

金融庁のアンケート結果によって、政府の多重債務問題改善プログラムの柱である「相談窓口」を全国の市区町村の約2割が設置していないことが判明しています。自治体の苦しい財政事情もあり、対策が後回しになっている状況です。相談窓口のない自治体の住民は、相談窓口にすらたどり着けないということが考えられます。



司法書士はこれまでも多重債務の「現場」に関わる法律家として、この問題への法律家関与の必要性を痛感し、司法書士会として相談窓口の整備に努め、消費者保護法制全般について検討して提言を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。今後も「市民に身近な法律家」として、ヤミ金融・多重債務の相談を通じて市民の権利擁護に貢献したいと考えます。

この件に関するお問い合わせ先

京都司法書士会 相談事業部長 山口 基樹
電話 0774-72-1366

京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232-1
京都司法書士会 事務局 清森

電話 075-241-2666 FAX 075-222-0466